

## 令和6年9月定例会 提出議案

・令和6年9月20日提出

議案番号	件名	区分	結果	備考
議員提出 議案第3号	釜石市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	条例改正	可決	

議案第 3 号

釜石市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び釜石市議会  
会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 9 月 13 日 提出

提出者	釜石市議会議員	三 浦 一 泰
賛成者	同	山 崎 長 栄
	同	磯 崎 翔 太
	同	菊 池 秀 明
	同	佐々木 義 昭

議案第 3 号

釜石市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

釜石市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年釜石市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第2条 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き、令和7年6月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号及び同法第112条の規定により提案するものである。